

異議申立審査役年次活動報告書

2015 年度

国際協力機構
環境社会配慮ガイドライン
異議申立審査役

異議申立制度について

2010年4月に公布した「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（以下「ガイドライン」）の遵守を確保すること等を目的として、事業担当部署及び環境審査部署（以下「事業担当部署」）から独立した理事長直属の「異議申立審査役」（以下「審査役」）が設置されています。

異議申立制度は、（1）JICAによるガイドラインの遵守を確保するため、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を理事長に報告すること、及び、（2）ガイドラインの不遵守を理由として生じた協力事業に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、その迅速な解決のため、当事者（申立人及び相手国等）の合意に基づき当事者間の対話を促進すること、を目的としています。

審査役は、独立性、中立性、効率性、迅速性、透明性の基本原則に則って、その目的の実現に努めることとされています。

（異議申立に係る手続については、以下リンク先の「異議申立手続要綱」をご参照ください。<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline02.pdf>）

年次活動報告書について

本活動報告書は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」（2010年4月）に基づき、2015年度の審査役の活動状況を公表するものです。

序 文

本活動報告書は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」（2010年4月）に基づき作成されたものです。

異議申立手続要綱が定めるとおり、審査役の活動の目的は、JICAによるガイドラインの遵守確保のため、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、また、協力事業に関する環境・社会問題にかかる紛争の迅速な解決のため、当事者間の対話を促進することです。2015年度、異議申立手続要綱に従い2件の異議申立につき調査を実施した他、2014年度に本格調査を行ったミャンマー連邦共和国ティラワ SEZ 開発事業について、理事長指示の実施状況を確認するためフォローアップ調査を実施しました。

この場を借りて、環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続に協力頂いたすべての関係者に感謝を申し上げます。

2016年5月

異議申立審査役

安念 潤司（あんねん じゅんじ）

中央大学法科大学院教授、弁護士

原科 幸彦（はらしな さちひこ）

千葉商科大学政策情報学部学部長

東京工業大学名誉教授、工学博士

国際影響評価学会（IAIA）元会長

松下 和夫（まつした かずお）

京都大学名誉教授

I. 当年度中の活動概要

1 受理件数

2015年度における異議申立の受理件数は以下の2件でした。

- (1) フィリピン共和国新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業
フィリピン新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業に対し、2015年5月25日に異議申立書を受理しました。
- (2) インド国ムンバイメトロ3号線建設事業
インド国ムンバイメトロ3号線建設事業に対し、2015年9月7日に異議申立書を受理しました。

2 手続開始決定案件数/留保件数/却下件数

2015年度における手続開始決定又は留保となった案件はありませんでした。
却下した案件は、上記「フィリピン新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業」及び「インド国ムンバイメトロ3号線建設事業」の2件でした。

- (1) フィリピン共和国新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業
2015年6月26日に予備調査の結果、申立を却下しました。
- (2) インド国ムンバイメトロ3号線建設事業
2015年10月6日に予備調査の結果、申立を却下しました。

3 却下の理由分析

2015年度における異議申立の却下の理由は以下のとおりです。

- (1) フィリピン共和国新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業

申立人が主張する「ボホール州パングラオ島タンナンのタブアンビーチに建設を計画している港湾」の建設計画とは、JICAの協力事業の下で、コントラクターが施主であるフィリピン運輸通信省(DOTC)に提案した仮設栈橋と考えられるものの、同仮設栈橋はフィリピン運輸通信省(DOTC)が建設を認可しなかったため、建設されない旨既に決定されていることが確認されていること。

同仮設棧橋が建設されない以上、申立人が主張する被害が発生する可能性は考えられないため、異議申立を却下しました。

(2) インド国ムンバイメトロ3号線建設事業

住民からの申し出を受けて、実施機関が、関係者と協議の上、当初計画を変更し、地下鉄駅の建設予定地が公園とは重ならなくなっており、申立人が主張するような公園の樹木の伐採は一切なされないこと。

以上より、異議申立を却下しました。

4 異議申立審査役報告書の作成件数

2015年度は、審査役報告書の作成はありませんでした。

5 ガイドライン不遵守の指摘にかかる分析

2015年度は、ガイドライン不遵守の指摘は行っていません。

II. 利用者の声

申立人から寄せられた意見

インド国ムンバイメトロ3号線建設事業

「インド国ムンバイメトロ3号線建設事業」に対する異議申立人からは審査役の却下決定に対して2015年10月25日付で意見書が提出されました。同意見書では、実施機関による公園の定義とアプローチが維持されるのであれば、公園の汚染と環境悪化の問題は依然として残るとの主張がなされており、引き続き、実施機関と異議申立人との間で住民協議が進められています。

III. 理事長指示の実施状況

「ミャンマー連邦共和国ティラワ SEZ 開発事業」に対する理事長指示の実施状況

1 理事長指示内容

2014年度の異議申立審査役年次活動報告書に記載した通り、「ミャンマー連邦共和国ティラワ SEZ 開発事業」に対し2014年12月5日、理事長より事業担当部署である民間連携事業部に対して「異議申立審査役の報告書における以下の提言等を真摯に受け止め、当事者の意見や現地の状況等を十分に勘案しながら、2014年12月1日付の民間連携事業部の意見書に記載された対応方針を着実に実施すること。」との指示が出されました。

同意見書に記載された対応すべき事項は以下の通りです。

- (1) 「問題解決の方法」「継続支援」
 - 1) 被影響住民とミャンマー政府間の対話の促進
 - 2) ファシリテーターの招聘
 - 3) 透明性の高い住民協議のためのJICAによる支援

- (2) 「個別事項への対応（移転先地の環境改善他）」
 - 1) 冠水対策（排水路、盛土）
 - 2) トイレの整備
 - 3) 井戸改修作業
 - 4) 生計回復

2 理事長指示の実施状況に関する事業担当部署からの報告

理事長からの上記指示につきまして、事業担当部署からは、2015年11月9日現在の実施状況につき以下の通り報告を受けています。

- (1) 「問題解決の方法」「継続支援」
 - 1) 被影響住民とミャンマー政府間の対話の促進
2015年5月及び9月にClass A区域の被影響住民の生計回復等について、ステークホルダーで議論をする為、Multi-Stakeholder Advisory Group (MSAG)を開催した。参加者はティラワSEZ管理委員会 (TSMC)、被影響住民、NGO、Myanmar Japan Thilawa Development Ltd. (MJTD)等。今後は、四半期毎に開催する予定である。
また、被影響住民、NGO及びTSMCの意見を聞いたうえで、仲介役を2名（僧侶、社会開発専門家）選定し、日々の被影響住民とミャンマー政府との間の議論の促進を図っている。
 - 2) ファシリテーターの招聘
ミャンマーの市民社会に広く人的ネットワークを有し、また民間企業において社会配慮に係る業務に従事した経験を有する人物に上記MSAGのファシリテーターを依頼し、快諾された。

3) 継続支援

NGO/専門家との協議の中で合意された生計回復支援策である、Social Welfare Support Programに基づき、移転移行期間支援金を被影響住民に支払い済みである。地域開発支援金に係る支援（Community Development Fund /Micro Finance Program）については、ビジネスプラン作成中であり、2015年12月には基金の運用を開始する予定である。

(2) 「個別事項への対応」

- ・冠水・井戸・トイレ対策：被影響住民が対策工事に参加した上で、雨季の冠水対策、井戸の整備及びトイレ整備を実施した。トイレについては、汲み取り頻度が少なくなるような工夫を施行した。
- ・生計回復手段：2015年5～8月に被影響住民に対して職能基礎研修を実施した。加えて普通自動車免許取得講習、デザイナー養成研修、縫製研修、電気修理工研修等、各種職能研修を実施中である。

3 事業担当部署の報告に対する現地調査と、異議申立審査役意見

理事長からの指示に関して事業担当部署から報告のあった2015年11月9日現在の実施状況（上記 III. 2）を確認するため、原科幸彦審査役と松下和夫審査役の両名が11月21日から23日まで現地にて「申立人やその他関係者に対するヒアリング及び情報収集」を実施しました。

その結果、理事長指示のMSAGや仲介役を通じた被影響住民とミャンマー政府との間の対話の促進という点では、かなりの進捗が認められました。また、個別事項への対応（移転地の居住環境にかかる上水、トイレ・排水及び生計回復手段の問題）についても一定の進捗が見られましたが、なお一層の支援が必要です。とりわけ、生計回復は容易ではありません。

そこで、今後も引き続き、被影響住民とミャンマー政府との対話を継続して良好な関係を築きつつ、ミャンマー政府が行う生計回復支援活動を支えるよう、両審査役からアドバイスを行ないました。

IV. 運営実施体制

1 異議申立審査役

JICAが、2010年4月1日に公布、同年7月1日から施行した環境社会配慮ガイドラインと異議申立手続要綱に基づき、理事長により「異議申立審査役」が委嘱されています。

同要綱上、審査役は2名ないし3名置くとされており、従来は2名の審査役が委嘱されてきました。2013年度までは異議申立はありませんでしたが、2014年度以降、異議申立件数が増加する傾向にあることを勘案し、異議申立手続要綱に従って選考委員会¹を開催し、2015年9月1日付で京都大学名誉教授松下和夫氏が新たに審査役に委嘱され、同日より3名体制となりました。

2 異議申立審査役事務局

異議申立審査役の事務を処理するため、異議申立手続要綱に基づき事務局が設置されています。2015年度は、7名の職員が業務実施を担当しました。

以上

¹選考委員会は、学識経験者、産業界、日本国政府、開発途上国政府、NGO から各1名の選考委員を JICA が選定し、2015年7月15日に JICA 本部で開催されました。

参考資料

- 1 異議申立書
 - ① フィリピン共和国新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業にかかる異議申立書
 - ② インド国ムンバイメトロ3号線建設事業にかかる異議申立書

- 2 予備調査結果
 - ① フィリピン共和国新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業にかかる予備調査結果
 - ② インド国ムンバイメトロ3号線建設事業にかかる予備調査結果

